

じぶんの町を良くするしくみ。



# 赤い羽根共同募金

# 富山県を良くする プロジェクト大募集

《 H30年度(H31年度事業) 》

富山県共同募金会では、県内の民間社会福祉施設や福祉団体、ボランティア、NPO等が、地域福祉推進のために平成31年度中に実施する事業に対して、共同募金の助成申請を受け付けます。

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのために活発に福祉活動を行う施設や団体からの申請をお待ちしております。

～ 共同募金は、地域の「やさしさ」を募る活動 ～

社会福祉法人富山県共同募金会

(市町村共同募金委員会)

〒930 - 0094 富山市安住町5番21号

Tel : 076-431-9800 Fax : 076-432-6551

e-mail: info@akaihane-toyama.or.jp

http://www.akaihane-toyama.or.jp



## 赤い羽根共同募金（一般募金）の助成申請について

富山県共同募金会では、

子育て支援や自立・社会参加の支援、支え合いのネットワークづくりなど、安心して暮らすことができるまちづくりに貢献する事業や、貧困・虐待・いじめ・自殺など、社会的に深刻な課題への取り組み、制度の「はざま」や「すきま」にある課題への取り組み、多様な分野や団体等との協働で地域の課題解決に取り組む事業、地域の福祉ニーズに対する先駆的な取り組みなど、住民参加による福祉のまちづくりを推進する活動を応援しています。

これら地域福祉推進のための事業資金を必要としている民間の福祉施設や団体に対して、赤い羽根募金（一般募金）の助成申請を次のとおり受け付けます。

### ■ 対象事業

#### 1. 経常費

地域住民の福祉向上を図るための住民参加による地域福祉活動や施設の機能を活用した独自のサービスなど、社会福祉を目的とした事業を実施するために必要な経常的経費のことを言います。

ただし、人件費、旅行に要する経費、役員会・総会・会報発行など、施設や団体の運営に要する一般的経費、地方公共団体の補助を受けて実施する事業、他から委託を受けて実施する事業、介護保険制度や障害者総合支援制度など公的制度の対象となる事業は、助成の対象となりません。

#### 2. 臨時費

地域福祉推進のために必要な備品などの整備や施設の改築・修繕など、社会福祉を目的とした事業を行う施設や団体の臨時的経費のことを言います。

ただし、「1. 経常費」の助成対象外事業のための施設整備や備品整備、門扉の設置・駐車場整備・浄化槽設置・下水道整備・安全点検など、施設設置者として行うべき基礎的部分の改修などは対象となりません。

なお、助成金額の限度は事業費の4分の3以内とし、かつ法人格を有する場合は最高額300万円（車両の場合は200万円）、法人格を有しない場合は最高額100万円とします。

また、同一事業に対して他団体からも助成を受ける場合は、事業費から助成金額を除いた額の4分の3以内とします。

※ 本会が定める助成基準や助成方針をホームページに掲載しておりますので、よくお読みのうえ、対象事業を明確にしてから申請してください。また車両の申請の場合は、さらに車両専用申請書もご記入ください。

### ■ 申請書受付期間

平成30年4月2日（月） ～ 同年4月27日（金）※必着

なお、申請様式（Microsoft Word 作成）は、本会ホームページから取得できますが、希望によりメールでも配信しますので、本会までご請求ください。

## ■ 問合せ及び申請先

1. 経常費のうち、市町村区域内を対象とした事業は各市町村の共同募金委員会（裏面参照）へ。
2. 臨時費及び県広域を対象とした事業や複数の市町村にまたがる事業は本会へ。

## ■ 記入上の留意事項

申請事業は、本会の広報活動やインターネットなどを通じて一般公開されます。共同募金は寄付者の理解や共感によって成り立っている運動ですので、地域の中で現在生じている課題や事業を実施することで解決したいこと、事業の必要性や期待される効果など、事業の目的や内容をわかりやすく伝えるよう心掛けてご記入ください。

## ■ 提出上の注意事項

- ・ 申請書の左側にJIS規格の穴をあけ、とじひもで綴ること。（表紙不要）  
A4判以上の書類がある場合は、A4判の大きさに折り綴じ込むこと。
- ・ 提出後に代表者の変更が生じた場合は、ただちに本会または市町村共同募金委員会に届けること。
- ・ 添付書類の不備や記入漏れがあるものなどについては受け付けしないので注意すること。

## ■ 審査及び決定方法

助成先及び金額については、助成によって期待される効果や助成金を十分活用し得る事業かどうか、定例的・継続的な事業や団体が本来的に行う事業でないか、申請者も共同募金運動の担い手として募金活動や広報活動、助成事業の積極的な周知などを通じて運動の発展のために主体的に関わることが期待できるかなどを考慮し、市町村共同募金委員会及び本会に設置する配分委員会で審査したうえで、理事会・評議員会において決定します。

助成の内定・否決の結果は、7月下旬頃に文書で通知しますが、正式な助成決定は、平成30年度の募金実績を勘案して、平成31年3月下旬ごろに行います。

（申請から決定までの流れ）

H30年度	H30年 4月	一般助成申請受付(平成31年度実施事業)
	6月	審査、助成計画作成及び募金目標額決定
	7月	<b>申請者へ助成内定・否決の通知</b>
	10月	共同募金運動開始
	H31年 1月	募金集計
	2月	募金結果(目標額の達成状況)に応じて、 <b>助成金額を調整</b>
	3月	<b>助成決定</b>
H31年度	4月	<b>助成金交付</b> 申請事業の実施